

令和 2 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 2 月 2 5 日 (木)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和2年度第11回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分

場 所 ユートピアくびき希望館2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	14番 清水 強	16番 折笠 正勝
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	藤井 敏行	笠原 行夫
中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	松本 香	倉石 洋一	高島 真一
小林 政秋	高宮 文男			

2 欠席委員

(1) 農業委員

13番 五十嵐 彰 15番 牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
	主 任	橋立 理
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 16番 折笠 正勝

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

5 会 議

議 長	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第 11 回第一農地部会を開催します。
	<資格審査>
議 長	本日の出席状況は、部会委員数 12 名、出席委員 10 名、欠席委員 2 名ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。
	また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数 17 名で、出席委員 17 名です。
	<議事録署名委員の指名>
議 長	議事録署名委員は会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 7 番 篠宮 英樹 委員、議席番号 16 番 折笠 正勝 委員の両名を指名します。 議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をします。
	(上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
	(合併前の上越市分の議案)
	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>
議 長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 79 番から 98 番までの 20 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	それでは、1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 79 番から 98 番までの 20 件の届出書を受理したので報告します。
	受理した 20 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」1 件、「他者へ貸付」1 件、「他者へ売却予定」2 件、「他者へ売却」1 件、「作業委託」1 件、「休耕」1 件、「中間管理機構へ貸付」13 件です。 この内の番号 81 番の「休耕」1 件は、中山間地域の水田で急傾斜地に位置しており、労力不足及び耕作不便により解約に至ったものです。新たに借り受ける耕作者がおらず、休耕となるものです。なお、今回解約に至った 4 筆の下手にある水田についても、既に耕作不便により休耕となっています。
	以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の20件を承認します。

<報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」>

(事務局)
久保埜 　4頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番の1件の届出書を受理したので報告します。

　転用目的は、「資材置場」です。当該地については、平成3年4月及び平成4年1月に「資材置場」として5条転用届出により取得した土地であり、今後、地目変更を行う予定としていましたが、当時の書類が見当たらないことから、再度、転用の届出を行うものです。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認します。

<報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 　報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から6番までの6件を報告します。

　事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　5頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から6番までの6件の届出書を受理したので報告します。

　転用目的は、「一般個人住宅」5件、「駐車場」1件の計6件です。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第2号の6件を承認します。

＜議案第1号「農地法第3条許可申請について」＞

議 長

続きまして、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2番から4番までの3件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

6頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号2番から4番までの3件について説明します。

3番は、譲渡人と譲受人が親戚であり、譲渡人の労力不足により譲受人に贈与するものです。譲受人は既にも下綱子地内に農地を所有し通いで耕作を行っています。申請地は、その道中にあり下綱子の農地と合わせ譲受人が引き続き耕作を行います。

4番は、先月の農地部会で委員から売買金額や許可要件に関して質疑がなされた上で許可された案件と隣接する土地です。本来であれば先月の部会に一括して上程する予定でしたが、譲渡人が入院加療のため申請できず、ひと月遅れで今回の申請となりました。先月の部会でも説明したとおり、譲受人は、春日区にも住宅を有しており、日頃から安塚区と春日区を行き来している状況です。

また、2番から4番までのいずれも、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

なお、この度の3件については、いずれも降雪により現地を確認できない状況ですが、航空写真等から農地と判別しています。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

金 子
委 員

4番について、何故メリット措置のある基盤法ではなく、農地法で売買したのでしょうか。

(事務局)
久保埜

譲受人の経営面積が、上越市で定めているあっせん基準面積の1.6haに満たないため農地法での申請となっています。

議 長

その他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2番から3番までの3件を原案のとおり許可することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号の3件を許可することに決定します。

<議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 7頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番の1件です。大字大豆地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。8頁に位置図、9頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、妙高市で妻と同居していますが、子供が生まれることから祖母が所有する農地に使用貸借権を設定し、住宅を建てるものです。

なお、祖母の住宅は8頁上段の位置図に「土地所有者宅」として表示してあります。

申請農地は、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は令和3年4月1日から令和3年7月31日までです。

土地利用計画は住宅1棟、申請面積414㎡で建ぺい率は21.50%となり、基準の22%を満たしませんが、分筆しても狭隘な利便性の低い農地となることからやむを得ないと判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番の1件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第2号、番号1番の1件を許可することに決定します。

＜議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議 長

10 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 21 件、3 年超 6 年以内 14 件、6 年超 10 年以内 48 件、10 年超 2 件の合計 85 件。利用権移転なし、所有権移転 7 件です。審査は、2 の利用権移転がありませんので、3 の所有権移転、1 の利用権設定の順で行います。

それでは、上程します。はじめに 11 頁、所有権移転、番号 161 番から 167 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

11 頁、番号 161 番から 167 番までの 7 件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田 14 筆 17,416 ㎡、畑 4 筆 968 ㎡です。

後ほど利用権設定でも説明しますが、161 番については 19 頁の番号 133 番と、また、163 番と 164 番については 20 頁の番号 139 番とそれぞれセットになり、法人の構成員が、所属する法人に貸し付けるために売買により所有権を移転するものです。

これは、農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行うにあたり、所有権の移転ができることとされており、この場合において、利用権の設定等の受け手要件の適用が除外されています。また、農業法人への貸し付けは所有権移転と同一の農用地利用集積計画で行う運用となっています。

なお、このたびの所有権移転に係る 7 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、12 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 79 番から 99 番までの 21 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

12 頁、番号 79 番から 99 番の 21 件です。うち、2 件が新規案件で、その他は再設定となります。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号100番から113番までの14件の内、金子委員関連の番号111番を除く13件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 15頁、番号100番から16頁、番号113番までの14件の内、金子委員関連の番号111番を除く13件です。うち、6件が新規案件で、その他は再設定となります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、金子委員関連の番号111番の1件について、事務局の説明を求めます。議案に関連します金子委員は退席をお願いします。

(事務局)
久保埜 金子委員関連の番号111番の1件について説明します。
再設定1件です。こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号111番の1件を決定することに意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
それでは、金子委員の退席を解除します。
金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議長 続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号114番から23頁159番までの46件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 17 頁、番号 114 番から 23 頁、番号 159 番までの 46 件です。この内、10 件が新規
案件で、その他は再設定となります。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし
ているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

白 滝 番号 150 番と 151 番の賃借人の住所が同じで名前が違うのは何か理由があるので
推進委員 しょうか。

(事務局)
久保埜 150 番は法人名になっていますが、この法人の代表者が 151 番の賃借人です。
いずれも再設定案件となっており、この内 151 番については、これまで通り個人
間での相対契約の継続ということで申出書の提出があったものです。

議 長 その他にありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 160 番の 1 件について、事務局の説明を
求めます。

(事務局)
久保埜 24 頁、番号 160 番の 1 件です。農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し
付けられるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして
いるものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する
ことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議 長	<p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超 8 件、権利の移転 2 件です。</p> <p>まず、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 10 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。</p> <p>26 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 10 番の 1 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、権利の設定、期間 10 年超、番号 11 番から 18 番までの 8 件の内、上原委員関連の番号 17 番を除く 7 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>27 頁から 28 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 11 番から 18 番までの 8 件の内、上原委員関連の番号 17 番を除く 7 件です。</p> <p>この案件についても先ほどと同様、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき市長から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、権利の設定、期間 10 年超、上原委員関連の番号 17 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>

議案に関連する上原委員は退席をお願いします。

(事務局)
久保埜

27 頁、権利の設定、期間 10 年超、上原委員関連の番号 17 番の 1 件です。
こちらの案件も先ほどと同様に、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 17 番の 1 件を決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議 長

それでは、上原委員の退席を解除します。
上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。

議 長

最後に、権利の移転、番号 19 番と 20 番の 2 件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

29 頁、権利の移転、番号 19 番と 20 番の 2 件です。
これまで耕作されていた方の労力不足により、別の担い手農家へ権利を移転するものです。
こちらも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。
議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
議案第 4 号について、同意することに決定します。

議 長 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 5 件、3 年超 6 年以内 5 件、6 年超 10 年以内なし、10 年超 4 件で合計 14 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 7103 番から 7107 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷) 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

相 葉 2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7103 番から 7107 番までの 5 件で、新規 1 件、再設定 4 件です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7108 番から 7112 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷) 3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7108 番から 7112 番までの 5 件で、
相 葉 いずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7113 番から 7116 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(中 郷)
相 葉 4 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7113 番から 7116 番までの 4 件で、いずれも農地中間管理機構を通じ新たに担い手農家へ貸し付けるものです。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議 長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議 長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7506 番から 7519 番までの 14 件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上 原 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7506 番から 7519 番までの 14 件を受理したので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、全て中間管理機構へ貸付です。備考欄の頁と番号は、議案第 1 号の関連案件です。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の14件を承認します。

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内6件、3年超6年以内11件、6年超10年以内6件、10年超5件で合計28件、利用権移転なし、所有権移転3件です。それでは、上程します。

はじめに所有権移転、番号7556番から7558番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上原 4頁の所有権移転、番号7556番から7558番までの3件です。内訳は、買い手3人、売り手3人、なお、その内1件は共有名義です。所有権を移転する土地は、田6筆、9,801㎡です。

売り手の方々は、いずれも近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて、利用権設定、期間3年以内、番号7528番から7533番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上原 5頁、利用権設定、期間3年以内、番号7528番から7533番までの6件でいずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7534 番から 7544 番までの 11 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>6 頁と 7 頁の利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7534 番から 7544 番までの 11 件で新規 9 件、再設定 2 件です。</p> <p>新規の 9 件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7545 番から 7550 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>8 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7545 番から 7550 番までの 6 件で新規 2 件、再設定 4 件です。</p> <p>新規の 7547 番は、これまで自作していましたが、高齢による労力不足により、新たに近傍で耕作している農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>同じく新規の 7550 番は、これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により利用権の終期をもって所有者に返還された農地を、新たに近傍で耕作している農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続いて、利用権設定、期間 10 年超、番号 7551 番から 7555 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>9 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7551 番から 7555 番までの 5 件で新規 4 件、再設定 1 件です。</p> <p>新規の 4 件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家</p>

へ再配分するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

高島（信）
推進委員

7553 番は契約期間が 20 年となっていますが、期間に上限はないのでしょうか。

（板倉区）
上原

基盤法の限度としては 20 年となっています。

議長

その他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超 4 件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 10 年超、番号 7502 番から 7505 番までの 4 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

（板倉区）
上原

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

11 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7502 番から 7505 番までの 4 件で新規です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 2 号について、同意することに決定します。

＜議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」＞

議長 　議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 15 件の実質化された人・農地プランを上程します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上原 　12 頁と 13 頁の実質化された人・農地プランについて、板倉区の 15 件、番号 1 番から 15 番までの意見照会です。

今回の実質化された人・農地プラン案の特徴的なプランについて、説明します。

13 頁の番号 1 の針並びに番号 12 の国川は、中心経営体への集積・集約が 4 割ほどとなっていますが、集落内の中心経営体は高齢化や兼業をしており、今後の規模拡大が難しいため、集落外の中心経営体への集積・集約を進めていく方針です。

番号 2 の米増は、今のところ集落で機械利用組合が活動していますが、機械の耐用年数等で、今の状態がいつまで続くか懸念があり、今後は集落外の中心経営体を受け入れざるを得ない状況である、とのこと。

他の 12 集落は中山間地域に位置しており、耕作条件の悪い農地が多く、中心経営体も不足している状態であり、中山間地域直接支払交付金事業等を活用し、自作により農地を何とか守っている状況です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

採決に入ります。

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号について「意見なし」として意見決定することに決定します。

議 長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番の1件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤

1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8101番の1件の届出書を受理したので報告します。

解約理由は、「耕作不便・低生産地のため」です。具体的には、借り受け人が平成29年の就農時にアシが生い茂った所を耕うんし、その後、畑作を行ってきましたが、降雨時に近くの川が増水し水がついてしまう状態であるため、今回解約し返還するものです。

以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明について、質問、意見をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号8101番から8104番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤 2 頁、報告第 2 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 8101 番から 8104 番までの 4 件で、理由は「小作料の減額」となります。
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、質問、意見をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 4 件を承認します。

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内なし、3 年超 6 年以内 5 件、6 年超 10 年以内なし、10 年超なしで合計 5 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは上程します。
利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8106 番から 8110 番までの 5 件について事務局の説明を求めます。

議 長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。
4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内の番号 8106 番から 8110 番までの 5 件で、いずれも再設定です。
これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、採決に入ります。
議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超3件、権利の移転なしです。

権利の設定、10年超、番号8105番から8107番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。

全ての議案に関連する上原委員は退席をお願いします。

(清里区) 議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

近藤 6頁、権利の設定、期間10年超、番号8105番から8107番までの3件です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定します。

上原委員の退席を解除します。

上原委員、ただ今の審議の結果、異議なしと認められました。

<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議長 議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」対象地区2件の実質化された人・農地プランを上程します。

事務局の説明を求めます。

(清里区)
近 藤

7頁と8頁の実質化された人・農地プランについて、清里区の2件、番号1番、2番の意見照会です。

今回の実質化された人・農地プラン案の特徴としては、未作成だった1集落を新たに加え、20地区21集落の旧プランを2地区22集落のプラン案にまとめました。8頁をご覧ください。

番号1番は、平場である菅原地区11集落のプラン案です。すでに約7割の農地が19の中心経営体に集積がされており、現在、地区全体で取り組んでいる基盤整備の進捗に伴い、今後も集積が進むものと考えています。

番号2番については、中山間地域である楡池地区11集落のプラン案です。14の中心経営体に過半の農地が集積されていますが、耕作条件の悪い農地が多く、受け手を確保することが難しい集落もありますので、受け手が見つからない場合は、一般社団法人楡池農業振興会に相談し、受け手を探すこととしています。また、ここ数年、鳥獣による農作物等への被害が多く発生していますので、楡池地区全域で鳥獣被害対策に取り組むこととしています。

今回作成しました別冊のプラン案については、基本的には集落毎に課題や方針等を整理していますが、地区全体の方針として整理している項目もあります。

以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明について、質問、意見をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

採決に入ります。

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号について「意見なし」として意見決定することに決定します。

議 長

次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第1号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区1件の実質化された人・農地プランを上程します。

事務局の説明を求めます。

(名立区) 山 邊	<p>当プランの耕作地は上越市大字上宇山・下宇山で、合併前上越市の地籍になりますが、プランの作成を名立区名立小泊集落で行ったので名立区駐在室で説明します。</p> <p>2 頁をご覧ください。実質化された人・農地プランについて、番号 1 番の意見照会です。</p> <p>数年前に大規模耕作者が撤退した農地を、現在は耕作者全員で共同耕作を行っています。今後の農地利用としては、集落内の「認定農業者」や「青年等就農計画認定者」、「新たに受け入れる新規就農者」に、宇山桜米生産組合及び宇山転作組合の農地を集積していくこととしています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。</p>
議 長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
上 原 職務代理	<p>(閉会のあいさつ後)本日の農地部会を終了します。(午後 2 時 39 分)</p>

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名捺印する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

議 長 ⑩

署 名 委 員 ⑩

署 名 委 員 ⑩